

千葉県告示第979号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年11月30日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
特定非営利活動法人 晃智会DAISY 千葉県千葉市緑区大木戸町380番地2	特定非営利活動法人 晃智会 千葉県市原市菊間577番地1 理事長 多田 智	令和5年 12月1日	1250102496	児童発達支援・ 放課後等デイ サービス